

下土維第235号  
令和8年1月14日

関係各位

静岡県下田土木事務所長

### 春季観光イベント期間における道路工事及び道路占用工事等の自粛について

日頃から静岡県の交通基盤行政に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、下田土木事務所管内では、例年1月から3月にかけて、雛のつるし飾りまつり（東伊豆町）、河津桜まつり（河津町）、みなみの桜と菜の花まつり（南伊豆町）等の観光イベントが開催され、県内外から多くの観光客が伊豆各地を訪れています。

このため、道路交通量が著しく増大するこの期間の渋滞対策として、今年度も下記のとおり道路工事及び道路占用工事等（以下、道路工事等）自粛期間を設けます。

道路工事及び道路占用工事関係者の皆様におかれましては、御理解、御協力のほど、よろしくお願いします。

なお、御不明な点等ございましたら、下記担当まで御連絡ください。

#### 記

##### 1 道路工事等の自粛期間及び時間帯

期間 令和8年2月1日（日）から令和8年2月28日（土）まで

時間 午前6時から午後8時まで

##### 2 自粛対象道路 別紙に示す路線

##### 3 自粛内容

- (1) 原則として、車線規制を伴う全ての道路工事等を自粛対象とする。
- (2) 以下のとおり、各工事現場においてできる限り渋滞対策を実施する。
  - ・対象時間帯は、車線規制を伴う工事を自粛し、車線規制は資機材搬入等一時的なものに限定する。
  - ・車線規制を伴わない工事は、道路工事等着手前と同等の車道幅員を確保する。
- (3) 道路の災害復旧及び損傷復旧、占用物件の復旧工事、除雪等緊急を要する工事は、道路工事等の自粛対象外とする。

担当 当維持管理課 竹田  
電話番号 0558-24-2108